公共施設等個別施設計画策定方針(案)

1 計画策定の趣旨

佐渡市公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める計画として、点検・診断によって得られた個別施設の状態を踏まえ、施設の維持管理・更新等に係る優先順位の考え方、対策の方向性等を定めるもの。

(必須記載内容:対象施設、計画期間、施設の状態、対策内容、対策費用)

2 計画の位置づけ

本計画は、平成 25 年度に策定された国の「インフラ長寿命化基本計画」の行動計画に位置付けられている「佐渡市公共施設等総合管理計画」(平成 28 年 7 月策定)に基づく公共施設の個別計画である。

3 対象施設

佐渡市公共施設等総合管理計画に掲載の公共施設(794 施設)およびインフラ施設

4 計画の期間

10年計画とし「佐渡市公共施設等総合管理計画」「新市建設計画」等と整合を図りながら、随時更新する。

5 計画策定体制および策定後の推進体制

- (1) 市民参画
 - ① 策定方針の周知 計画の策定方針について、幅広く市民へ周知し理解を求める。
 - ② 行政改革推進委員会 佐渡市行政改革推進委員会条例に基づき、市長の諮問に応じて計画策定に関 する調査や審議を行う。
 - ③ 市民アンケートの実施 公共施設に対する市民のニーズ・満足度・利用実態を把握するため、市民ア ンケートを実施する。
 - ④ 計画策定の進捗状況の公表 策定本部・会議の会議録・会議資料、施設カルテについて市 HP で公表す る。
 - ⑤ パブリックコメントの実施 計画案を広く市民に公表し、意見を反映させるため、パブリックコメントを 実施する。
 - ⑥ 市民説明会の実施 計画(案)および策定後の計画内容について、支所・SC 長が主宰し市民説明 会を開催する。
- (2) 市議会

策定に当たっては、議会常任委員会等への状況報告を随時行う。

(3) 庁内体制

- ① 庁内会議を設置し、劣化診断、利用実態調査等を実施中
- ② 市長を本部長とする庁内本部を設置し、策定方針を決定

6 スケジュール

(H29 年度実績)

月	庁内体制		
8	・庁内会議(第1回)開催 会議の設置		
9	・庁内会議(第2回)開催 現況調査の実施依頼		
3	・ランニングコスト調査、簡易劣化診の実施(3月末まで)		

(H30年度予定)

	(1100 + /2,1 /2)					
月	市民参画	市議会	庁内体制			
7 5 3	・策定方針周知(市報など) ・市民アンケート ・行政改革推進委員会へ諮問 ・市民説明会 ・パブリックコメント ・行政改革推進委員会から答申	・策定方針(案)の説明 ・進捗状況説明 ・計画案説明	・利用実態調査 ・策定方針作成 ・施設カルテ整備 ・各施設方針決定 ・最終原稿完成			